

(提出予定議案：全 19 件)

清川村選挙管理委員会 議事日程

令和 4 年 12 月 1 日

清川村役場 政策審議室

【 定時登録 】

- 日程第 1 議案第 48 号 選挙人名簿から抹消すること
- 日程第 2 議案第 49 号 選挙人名簿に登録する者を定めること
- 日程第 3 議案第 50 号 地方自治法第 74 条第 1 項等に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数を定めること
- 日程第 4 議案第 51 号 地方自治法第 76 条第 1 項等に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数を定めること
- 日程第 5 議案第 52 号 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項等に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数を定めること

【 清川村長選挙 】

- 日程第 6 議案第 53 号 投票所を定めること
- 日程第 7 議案第 54 号 期日前投票所を定めること
- 日程第 8 議案第 55 号 投票用紙の様式を定めること
- 日程第 9 議案第 56 号 標旗、選挙運動員章及び乗車・乗船章の地色を定めること

(提出予定議案：全19件)

- 日程第10 議案第57号 自動車・船舶用表示板及び拡声機用表示板の地色を定めること
- 日程第11 議案第58号 標旗等の委員会印を刷込みとすること
- 日程第12 議案第59号 ポスター掲示場の掲示区画の数を定めること
- 日程第13 議案第60号 ポスター掲示場の表示・注意欄の下に接する区画を選挙啓発のために使用すること
- 日程第14 議案第61号 ポスター掲示場を設置する場所を定めること
- 日程第15 議案第62号 ポスター掲示場に選挙運動用ポスターの掲示を開始することができる日を定めること
- 日程第16 議案第63号 選挙運動用ビラ証紙の地模様及び色を定めること
- 日程第17 議案第64号 選挙公報へ候補者の写真を掲載すること
- 日程第18 議案第65号 選挙公報の余白に啓発等の事項を掲載すること
- 日程第19 議案第66号 選挙公報を新聞折込みにより配布すること

選挙人名簿から抹消すること

別紙の者は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条に該当する者であるので、選挙人名簿から抹消する。

令和4年12月1日提出

清川村選挙管理委員会委員長 加藤昌廣

選挙人名簿に登録する者を定めること

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により、選挙人名簿に登録する者を別紙のとおり定める。

令和4年12月1日提出

清川村選挙管理委員会委員長 加藤昌廣

地方自治法第74条第1項等に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数を定めること

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、49である。

令和4年12月1日提出

清川村選挙管理委員会委員長 加藤昌廣

地方自治法第 7 6 条第 1 項等に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数を定めること

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 7 6 条第 1 項、第 8 0 条第 1 項、第 8 1 条第 1 項及び第 8 6 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、8 1 3 である。

令和 4 年 1 2 月 1 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 加藤昌廣

市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 1 項等に
規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数を定
めること

市町村の合併の特例に関する法律（平成 1 6 年法律第 5 9 号）第
4 条第 1 1 項及び第 5 条第 1 5 項に規定する選挙権を有する者の総
数の 6 分の 1 の数は、4 0 7 である。

令和 4 年 1 2 月 1 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 加藤昌廣

投票所を定めること

令和5年2月5日執行の清川村長選挙における投票所は、次のとおりとする。

投票区	建物の名称	所在地
第1	清川村保健福祉センターやまびこ館 1階 健康学習室	清川村煤ヶ谷 2218番地
第2	宮ヶ瀬地区住民センター集会室	清川村宮ヶ瀬 971番地の53

令和4年12月1日提出

清川村選挙管理委員会委員長 加藤昌廣

期日前投票所を定めること

令和5年2月5日執行の清川村長選挙における期日前投票所は、次のとおりとする。

建物の名称	所在地	設置期間
清川村住民センター 集会室	清川村煤ヶ谷 2216番地	2月1日から 2月4日まで

令和4年12月1日提出

清川村選挙管理委員会委員長 加藤昌廣

投票用紙の様式を定めること

令和 5 年 2 月 5 日執行の清川村長選挙における投票用紙の様式は、次のとおりとする。

(1) 一般用

候補者氏名	<p style="text-align: center;">令和五年執行 清川村長選挙投票</p> <p>○ 注意 一 候補者の氏名は、欄内に一人書いてください。 二 候補者でない者の氏名は、書かないでください。</p> <p style="text-align: right;">清川村 選挙管理 委員会印</p>
-------	---

(2) 点字用

候補者氏名	<p style="text-align: center;">令和五年執行 清川村長選挙投票</p> <p style="text-align: center;">点字</p> <p>○ 注意 一 候補者の氏名は、欄内に一人書いてください。 二 候補者でない者の氏名は、書かないでください。</p> <p style="text-align: right;">清川村 選挙管理 委員会印</p>
-------	---

- (備考) 1 清川村選挙管理委員会の印は、刷込みとする。
2 用紙は白色とし、文字は黒色とする。

令和 4 年 1 2 月 1 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 加藤昌廣

標旗、選挙運動員章及び乗車・乗船章の地色を定めること

令和 5 年 2 月 5 日執行の清川村長選挙における選挙運動のための標旗、選挙運動員章及び乗車・乗船章の地色は、次のとおりとする。

- | | | |
|---|--------|-----|
| 1 | 標 旗 | 白 色 |
| 2 | 選挙運動員章 | 白 色 |
| 3 | 乗車・乗船章 | 白 色 |

令和 4 年 1 2 月 1 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 加藤昌廣

自動車・船舶用表示板及び拡声機用表示板の地色を定めること

令和 5 年 2 月 5 日執行の清川村長選挙において、主として選挙運動のために使用する自動車・船舶用表示板及び拡声機用表示板の地色は、次のとおりとする。

- | | | | |
|---|------------|---|---|
| 1 | 自動車・船舶用表示板 | 白 | 色 |
| 2 | 拡声機用表示板 | 白 | 色 |

令和 4 年 12 月 1 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 加藤昌廣

標旗等の委員会印を刷込みとすること

令和4年2月5日執行の清川村長選挙において、標旗、選挙運動員章、乗車・乗船章、自動車・船舶用表示板及び拡声機用表示板に押すべき選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

令和4年12月1日提出

清川村選挙管理委員会委員長 加藤昌廣

ポスター掲示場の掲示区画の数を定めること

令和5年2月5日執行の清川村長選挙におけるポスター掲示場の
掲示区画の数は、5区画とする。

令和4年12月1日提出

清川村選挙管理委員会委員長 加藤昌廣

ポスター掲示場の表示・注意欄の下に接する区画を選挙啓発のために使用すること

令和5年2月5日執行の清川村長選挙で設置するポスター掲示場において、表示・注意欄の下に接する区画を選挙運動用ポスターの掲示に使用しないときは、当該区画を選挙の啓発のために使用するものとする。

令和4年12月1日提出

清川村選挙管理委員会委員長 加藤昌廣

ポスター掲示場を設置する場所を定めること

令和5年2月5日執行の清川村長選挙におけるポスター掲示場を設置する場所は、次のとおりとする。

投票区	番号	設	置	場	所
第1	1	清川村煤ヶ谷1-甲			「清川庄送センター」前
	2	〃	155-1		「上舟沢バス停」横、資材置場
	3	〃	1379-1		「消防団器具舎(第1分団)」横
	4	〃	1501-1		「尾崎交差点」横
	5	〃	1103-2		「防火水槽(清水ヶ丘4区)」前
	6	〃	1754-3		「山岸外周線消火栓(大野)」前
	7	〃	1889-甲		「中里バス停」横、駐車場
	8	〃	2216		「清川村役場」第1駐車場
	9	〃	2597-1		「寺家の谷地区公衆便所」横
	10	〃	3446-7		「消防団器具舎(第3分団)」横
	11	〃	2940-1		「柿ノ木平バス停」横
	12	〃	3225-1		「自主防災倉庫(法論堂)」前
第2	13	清川村宮ヶ瀬971-53			「宮ヶ瀬地区住民センター」横
	14	〃	979-6		「宮の平バス停」横
	15	〃	940-31		「宮ヶ瀬バスターミナル」横

令和4年12月1日提出

清川村選挙管理委員会委員長 加藤昌廣

ポスター掲示場に選挙運動用ポスターの掲示を開始することができる日を定めること

令和5年2月5日執行の清川村長選挙におけるポスター掲示場に選挙運動用ポスターの掲示を開始することができる日は、令和5年1月31日とする。ただし、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の4の規定による立候補届出の受理後とする。

令和4年12月1日提出

清川村選挙管理委員会委員長 加藤昌廣

選挙運動用ビラ証紙の地模様及び色を定めること

令和 5 年 2 月 5 日執行の清川村長選挙において交付する選挙運動用ビラ証紙の地模様及びその色は、次のとおりとする。

- 1 地 模 様 別紙のとおり（中央に清川村章を配置）
- 2 地模様の色 別紙のとおり（緑色）

令和 4 年 1 2 月 1 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 加藤昌廣

選挙公報へ候補者の写真を掲載すること

令和5年2月5日執行の清川村長選挙における選挙公報については、候補者の写真を掲載するものとする。

令和4年12月1日提出

清川村選挙管理委員会委員長 加藤昌廣

選挙公報の余白に啓発等の事項を掲載すること

令和 5 年 2 月 5 日執行の清川村長選挙における選挙公報については、その余白に選挙に関する啓発、周知等の事項を掲載するものとする。

令和 4 年 12 月 1 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 加藤昌廣

選挙公報を新聞折込みにより配布すること

令和5年2月5日執行の清川村長選挙における選挙公報は、新聞折込みにより配布するものとする。

令和4年12月1日提出

清川村選挙管理委員会委員長 加藤昌廣